

平成 18 年 5 月 22 日

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課御中

ブレイクモア法律事務所

電話

「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」(案) に対する意見

「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」(案) (以下「公取委レポート」という。) に対する意見を以下のとおり提出する。

第 1. 「範囲の経済」による反競争的效果に関わる問題点

1 意見

- (1) 「範囲の経済」による反競争的效果を考えるにあたっては、「範囲の経済」の問題とリザーブドエリアの問題とを分けて検討すべきであって、「範囲の経済」の反競争法的効果の判断においてリザーブドエリアの存在を過大視すべきではない。

2 理由

- (1) 「公取委レポート」は、「独占領域において専有している「範囲の経済」を活用して、競争分野で事業活動を行う行為については、競争業者が同じビジネスモデルを採ることによって対抗することができないことからイコールフットリングを欠くことになる。また、「範囲の経済」が大きな場合には、競争業者がいかに効率的な事業を行ったとしても対抗することはできず、市場からの退出を余儀なくされ、実質的な競争制限に至ることが懸念される。」(29 頁 17 行目から 24 行目) とする。

しかしながら、一般に、「範囲の経済」は費用の節約をもたらし、事業の効率性そして最終的には安価かつ高品質の商品、役務の消費者への提供を可能にするものであり、競争促進効果を持ち、それ自体が違法であるわけではない。

加えて、「範囲の経済」が競争にもたらす問題は、事業者が対象事業の一方にリザーブドエリアを有するか否かに関わらず発生することにも注目すべきである。すなわち、リザーブドエリアを有さない事業者であっても、「範囲の経済」によって得られるメリットを、一つの市場に集中的に投入する行為が問題視される可能性があるという点は、リザーブドエリアを有する事業者と共通である。「範囲の経済」による反競争的效果が問題となるのは、「範囲の経済」によって得られるメリットを、競争を減殺する目的のもとに、一つの市場にのみ健全な経済センスからは理解できない態様で集中的に投入することによって、競争を実質的に制限もしくは公正な競争秩序に悪影響を及ぼす場合であり、「範囲の経済」そのものの性質、内容に問題があるわけではない。

さらにリザーブドエリアについて議論する際に注意すべき点は、リザーブドエリアにおいて存在する独占そのものは違法ではないことである。違法になるのは、かかる独占による力を濫用したときだけである。

したがって、「範囲の経済」もリザーブドエリアにおける独占もその存在自体においていずれも違法性のないものであって、そうした二つのものが組み合わせただけで、今まで合法であったものが違法に変わるわけではない。ただし、リザーブドエリアを有する事業者の場合、対象事業の一方において、独占的立場にあり、「範囲の経済」によって得られるメリットを独占事業に還元しなくとも、当該独占事業における競争で不利とならない可能性があり、当該メリットを集中的に競争分野に投入する可能性がある点に特殊性があり、この点で独自の問題を有するにすぎない。そうした特殊性があるにしても、その違法性の判断においては、他の場合とことさら異なる基準を用いるべきではない。

それにもかかわらず、「公取委レポート」は、「範囲」の一方にリザーブドエリアを含むことを過大評価し、日本郵政公社が「範囲の経済」を持ちかつリザーブドエリアがあること自体問題ありとしており、これは、「範囲の経済」に関する正しい検討を誤り、かつリザーブドエリアにおける独占そのものを規制することとなり不当である。

第2. 独占禁止法上の問題点等の件等（2）私的独占又は不当廉売行為（略奪的価格行動）について

1 意見

（1） 独占禁止法の適用において、独占領域を有する事業者が専有している「範囲の

経済」を用いて競争分野において行う事業について、スタンドアローンコスト方式で原価の判断を行うことは妥当ではない。

- (2) 独占領域を有する事業者が専有している「範囲の経済」を用いて競争分野において行う事業について、競争分野における不当廉売の「原価」割れの判断を行なうにあたっては、増分費用方式に従うべきである。
- (3) 公取委レポートは、不当廉売における「他の事業者の事業活動を著しく困難にするおそれ」や、私的独占における「競争が実質的に制限される場合」の要件を著しく緩和するものであり妥当でない。

2 理由

(1) スタンドアローンコスト方式の不当性

「公取委レポート」は、競争分野において行う事業における「原価」割れの判断にあたって、リザーブドエリアを有する事業者の場合に限り、スタンドアローンコスト方式で原価の算定を行うとしている。

しかし、リザーブドエリアを有しない通常の事業者の場合には、「範囲の経済」からもたらされるメリットをいかに配分するかは、各社の事業戦略に委ねられているとしながら、リザーブドエリアを有する事業者の場合においては、原価割れの判断において、一律にスタンドアローンコスト方式が採用されなければならないとし、共通費用をリザーブドエリアに全て配分することを強制することは、「範囲の経済」がリザーブドエリアを有しない事業者にも発生することを見落とし、結局、独占そのものを規制しようとする処置であり、妥当でない。

そもそも、「範囲の経済」自体は、上記第 1.2(1)で述べたように、それ自体無色透明なものであり、複数の事業を営む事業者であれば、享受可能なものである。したがって、競争分野において、「範囲の経済」を利用する事業者が多数存することは十分に想定される。競争分野における事業者の間に、「範囲の経済」により費用節減効果を利用する者が複数存する場合において、他の事業者は増分費用を下限として価格の設定を行なうことができるのに比し、リザーブドエリアを含む事業者はスタンドアローンコストを下限としてしか価格の設定を行うことができないとすれば、両者の間には当該競争市場における競争力において大きな隔たりを生じることになり、かえって、リザーブドエリアを含む事業者の競争力を不当に減殺するものであり妥当でない。

加えて、一律にスタンドアローン方式を採用することは、「範囲の経済」よ

りもたらされるメリットを全て独占領域につぎ込まなければならないことを意味し、かえって、独占領域において、新規に参入する事業者を圧迫する結果になりかねない。これは、「公取委レポート」において、リザーブドエリアにおいて、今後、他の事業者の新規参入障壁をできるだけ取り除いていこうとする動きに悖る結果を生じかねないものであり、かえって背理であるといえる。

- (2) そもそも、自由競争経済は、需給の調整を市場機構に委ね、事業者が市場の需給関係に適用しつつ価格決定を行う自由を有することを前提とするものであり、企業努力による価格引下げ競争は、本来、競争政策が維持・促進しようとする能率競争の中核をなすものである。そうした前提において、不当廉売が不公正な取引方法として規制されているのは、正当な理由がないのに商品もしくは役務を供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、又は不当に商品もしくは役務を低い価格で供給することにより、公正な競争秩序に悪影響を及ぼす恐れが高い場合が例外的にあるためであると考えられる。したがって、独占禁止法は、事業の効率性によって達成した低価格での商品又は役務の供給を奨励こそするものの抑制するものではない。こうした点から鑑みるに、事業の効率性によって達成した低価格を否定するスタンドアローンコスト方式が不適切であること、そうした効率性を織り込んで競争を考える増分方式に従うべきことは明らかである。

- (3) 「他の事業者の事業活動を著しく困難にするおそれ」、「競争が実質的に制限される場合」の要件の解釈のあやまり

「公取委レポート」は、独占領域を有している事業者が、シェアが低い競争分野において、当該競争分野での料金設定に関しスタンドアローンコスト方式を適用せず、これを下回る費用で設定を行った場合には、競争事業者を市場から排除する可能性があるとしている。

しかし、不当廉売における「他の事業者の事業活動を著しく困難にするおそれ」や、私的独占における「競争が実質的に制限される場合」の要件は、その判断において具体的な蓋然性を要求することから、①その市場において競争を行っている事業者の規模及び態様を含む市場の状況、②問題となる役務的商品の性質、供給の数量及び期間、方法等を検討して決定すべきものである。

それにもかかわらず、「公取委レポート」は、リザーブドエリアを有することのみを根拠に、競争制限的效果が生じることを一般原則であるかのように認めるものである。

かかる見解は、その根拠が希薄であり、上記要件をないがしろにするものであるといえる。

以 上